

信号機のない横断歩道での交通安全対策について

～二段階横断歩道(くい違い横断歩道)～

1 二段階横断歩道とは？

二段階横断歩道とは、車道中央部に横断歩行者が待機、退避できる**交通島を設置し、その前後で2回に分けて横断する方式の横断歩道のこと**をいいます。

二段階横断歩道は、交通島の設置により横断距離が短くなるとともに、交通島が物理的デバイスの役割を果たし車両の走行速度の低減が見込まれるほか、横断歩行者にとっても安全確認が容易になることから(片側車線のみで可)、横断歩行者が関係する交通事故の抑制効果が期待できます。

2 くい違い横断歩道とは？

くい違い横断歩道とは、単路部の二段階横断歩道において、**車道中央部の交通島を介して2つの横断歩道の位置をずらした形式の横断歩道のこと**をいいます。

3 大和中央道(敷島工区)に二段階横断歩道(くい違い横断歩道)を設置しました。

令和6年6月16日に供用を開始した大和中央道(敷島工区)において、道路管理者と協議を行い二段階横断歩道(くい違い横断歩道)を設置しました。



本件問い合わせ先

奈良県警察本部	交通部
交通規制課	規制係